

## 契約保証制度の変更について

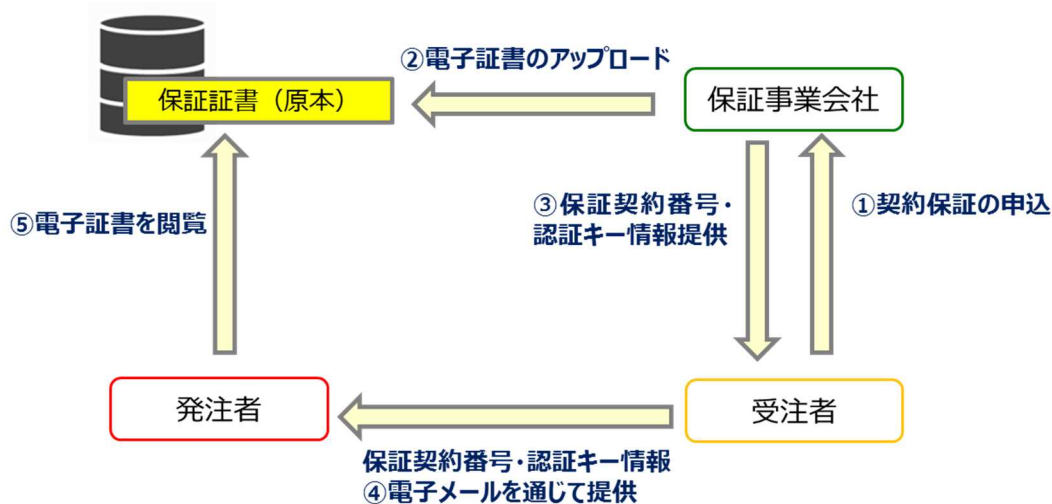
### 1 変更契約における見直し

当社において、当初契約の請負代金額から30%以上増加するときは、変更契約の都度、求保証額を変更後の請負代金額の10分の1以上（低入札価格調査を行った工事の場合10分の3以上）に増額変更していただく運用を開始します。

### 2 保証事業会社による電磁的記録により発行された保証証書の提出

保証事業会社による契約保証及び前払金保証の保証証書について、令和5年1月1日以降に入札公告等を行う案件から、電磁的方法により発行された保証証書の提出を可能としましたので、お知らせします。

#### (1) 電磁的記録により発行された保証証書の提出イメージ（概要）



#### (2) その他

引き続き、紙媒体での保証証書による提出も可能です。

なお、現時点で保証事業会社の保証証書以外の電磁的方法による提出については導入を検討中となります。

### 3 適用開始日について

令和5年1月1日以降に入札公告等を行う案件から適用します。